

総合研究開発機構（NIRA）について

平成 17 年 2 月 22 日
内 閣 府

目 次

1	特殊法人等整理合理化計画の措置状況	1
2	組織の概要	2
3	N I R Aの意義	6
4	N I R Aを財団法人化する場合の論点	9
5	N I R Aの改革の方向	12

参考資料

- (1) 「我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会」について 17
- (2) 第七期中期事業計画(案)の概要 21

1 特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)の措置状況

	内容	措置状況
組織形態について講ずべき措置	集中改革期間中に、財務基盤の充実の状況や研究成果の実績を勘案しつつ、財団法人化の方向で組織のあり方を見直す。	<p>左記を受け、総合研究開発機構(NIRA)会長の下に「我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会」(座長：西澤潤一 岩手県立大学長)を設置。5回にわたる審議を踏まえ、その審議結果(「公共政策の研究を担うシンクタンクとしてのNIRAのあり方」)が平成15年7月に取りまとめられた。</p> <p>内閣府においては、上記懇談会の審議結果を参考としつつ、昨年1月から内閣府に大臣官房長が主宰する「NIRAの組織のあり方に関する検討委員会」を開催し、NIRAの組織のあり方の見直しについての検討を行ってきた。</p> <p>今後は、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月閣議決定)を踏まえつつ、NIRAの使命が達成できるよう、財務基盤を確保する方策及び組織のあり方を引き続き検討し、集中改革期間中(平成17年度末まで)に結論を得る。</p>
講ずべき措置について	記載なし。	<p>上記懇談会の審議結果及びこれを受けた総合研究開発機構改革推進委員会(委員長：塩谷隆英NIRA理事長)における検討結果等を踏まえ、研究領域・課題の重点化と研究資源の集中による専門性の向上、情報発信力の強化などを定めた「中期事業計画」を本年2月に取りまとめる。</p>

2 組織の概要

- (1) 名 称 総合研究開発機構
National Institute for Research Advancement
(略称 N I R A)
- (2) 設立年月日 昭和 4 9 年 3 月 2 5 日
- (3) 法 人 総合研究開発機構法 (昭和 4 8 年法律第 5 1 号) に基づく 認可法人
- (4) 目 的 総合研究開発機構は、平和の理念に基づき、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、民主的な運営の下に、自主的な立場から、総合的な研究開発 (経済、社会、技術等に関する各種の専門的知識を結集して行われる基礎的、応用的及び開発的な調査研究をいう。以下同じ。) の実施及び助成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供等を行なうとともに、総合的な研究開発の成果に公開し、もって国民の福祉の増進に資する。(総合研究開発機構法第 1 条)
- (5) 事業内容 総合的な研究開発の実施及び助成
総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供
総合的な研究開発の成果の公開
総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成

総合的な研究開発に関する研究者に対する研究施設その他の施設の
提供

総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流

(6) 役員	会長	小林陽太郎	富士ゼロックス(株)取締役会長
	理事	塩谷隆英	
	理事	江崎芳雄	
	理事	澤井安勇	
	理事	川勝平太	国際日本文化研究センター教授
	理事	中牧弘允	国立民族学博物館民族文化研究部教授
	理事	小池洋次	(株)日本経済新聞社論説委員
	監事	厚東均	
監事	吉本宏	東京金融先物取引所参与	

(7) 研究評議会評議員

議長	塩野谷祐一	一橋大学名誉教授
議長代理	石毛直道	国立民族学博物館名誉教授
	秋山喜久	(社)関西経済連合会会長
	石田寛人	東京大学生産技術研究所特任教授
	奥田碩夫	(社)日本経済団体連合会会長
	小倉和夫	(独)国際交流基金理事長
	草野忠義	日本労働組合総連合会事務局長
	黒野匡彦	成田国際空港(株)代表取締役社長
	小林秀資	(財)長寿科学振興財団理事長
	坂本春生	(財)2005年日本国際博覧会協会副会長
	白井太	N T Tデータフロンティア代表取締役会長

白石真澄	東洋大学経済学部助教授
高橋政行	日本中央競馬会理事長
鶴岡啓一	千葉市長
時子山ひろみ	日本女子大学家政学部教授
中川浩明	全国知事会事務総長
中村桂子	J T生命誌研究館館長
二井関成	山口県知事
前田瑞枝	(財)海外子女教育振興財団理事
山口信夫	日本商工会議所会頭
吉田弘正	自治医科大学理事長

(8) 基金 (平成16年3月31日現在)

出資金 計	<u>202億円</u>
国	150億円
地方公共団体	51億円
(47都道府県及び13政令指定都市)	
民間	1億円
寄附金(民間)	<u>58億円</u>
剰余金	<u>56億円</u>
総計	<u>316億円</u>

国、地方公共団体等からの補助金、交付金、委託費等は受けておらず、上記(316億円)を原資として、その運用益により毎年度の経費を支弁している。なお、債務はない。

(9) 収益と費用等の推移

(単位 : 億円)

	平成 1 3 年度	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度
収益	1 2 . 1	1 2 . 1	1 2 . 1	1 1 . 9
費用	1 2 . 3	1 1 . 8	1 1 . 5	1 1 . 5
うち事業費	7 . 4	6 . 9	6 . 8	7 . 3
損益	0 . 2	0 . 3	0 . 6	0 . 4

(備考) 決算ベース。平成 1 6 年度は財政法第 2 8 条予算参考書類の決算見込額。

3 NIRAの意義

特別法に基づき民間の発起により設立され、国、地方公共団体及び民間がともに資金を拠出した半官半民の中立的な研究機関

我が国が抱える重要な課題に対して、国、地方公共団体及び民間の英知を結集した客観的な研究を行い、政策案の提示を行うことができる代表的な研究機関

NIRAが行う研究は、特定の者のための利益となるものではなく、公益性を有するものであるとともに、収益性がない。

N I R Aの最近の主な研究実績

(1) 不適切な行為の差し止めのための民事法的手法 (平成 1 1 年 ~ 平成 1 2 年)

消費者契約法の立法気運が高まるなか、不当契約条項の差し止めに係る原告適格の拡大、具体的には消費者団体等に原告適格を拡大することについて法的論点の検討を行った。平成 1 2 年に制定された消費者契約法については、消費者団体の原告適格が認められなかったが、この研究報告の公表後、各界の検討が具体的に進み、その後国民生活審議会等での検討を促すことになった。

国民生活審議会における消費者団体訴訟への立法議論の道を開いた。

(2) 2 1 世紀における新しいシステミック・リスクの分析 (平成 1 3 年 ~ 平成 1 4 年)

科学技術の進歩並びにグローバル化の進展に伴い、新たなリスクが発生し、従前とは比較にならない速さで地球的に伝播するなか、経済協力開発機構 (O E C D) が各国の政府・民間組織からの資金の拠出を得て、感染症、食品の安全性、地球温暖化と異常気象、非常時における情報システムの脆弱性、テロ等による安全保障上の脅威といった様々な分野でのリスクの低減、リスク伝播防止及び危機管理への包括的なアプローチの提言を行った。日本からは N I R A が O E C D からの参加要請を受け、本プロジェクトに参加した。

平成 1 5 年の O E C D 閣僚理事会に提出され、O E C D が実施する国別審査に反映。

(3) 日本・中国・韓国の経済協力に関する共同研究 (平成 1 3 年 ~)

平成 1 1 年 1 1 月、A S E A N + 3 の会合で開かれた日中韓首脳会合 (小淵総理、朱鎔基首相、金大中大統領) において、3 国間の経済協力、経済発展のためには専門的な知識をもつ 3 国の研究機関が発展基盤の形成について共同で研究することが必要であるとの認識の下、3 国間の共同研究 (中国 : 国務院発展

研究中心、韓国：対外経済政策研究院）の実施に合意。その研究結果を毎年3首脳会談の場で報告することになった。

昨年11月にラオスで開催された3首脳会合にも、日中韓3国のFTAについて、『日中韓自由貿易圏の部門別経済効果』を報告し、3首脳より高い評価。

（4）都市自治体総合行政評価システムの構築に関する研究（平成15年～平成16年）

近年、地方自治体においては、行政運営の効率化、説明責任の遂行などを目的として、事務事業レベルの業績評価システムの導入・検討が盛んに行われている。NIRAは、都市の事務事業について、その成果やコストを相互に比較し、最も効率的な行政経営を行うための業績評価指標の作成に取組み、NIRA型ベンチマーク・モデル（都市自治体の事務事業について、NIRAが選定した業績評価指標を相互に比較し、最も効果的な先進事例を発見する手法）を提示。

都市自治体間の比較を通じて、当該都市の強み、弱みが客観的に把握できる評価結果を用いて、建設的な議論が可能になるなど、地方公共団体、市民より高い評価。

（5）人口減少と総合力に関する研究（平成15年～平成16年）

「人口減少で日本の国力が著しく低下するのではないか」という懸念が広がっているなか、日本の「総合力」を維持・強化するための戦略を示すため、平成15年12月に研究を開始、昨年3月に『人口減少は総合力を低下させることに加え、総合力の低下がさらなる少子化をもたらすことを指摘。こうした悪循環を断ち切るためには、危機的な人口減少に歯止めをかける「少子化抑制戦略」と、人口減少に適応した社会を作る「人口減少適応戦略」の2つの基本戦略が必要』との中間報告を公表し、最終報告を昨年6月に取りまとめた。

政府は、この成果も参考に、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）を策定。

4 NIRAを財団法人化する場合の論点

(1) 財務基盤の喪失の懸念

出資金がすべて出資者に払い戻されることなどにより、運用基金が激減し、事業の継続が困難となる。

(2) 公的性格の喪失の懸念

公的な性格が薄れることにより、内外の政府機関の協力、海外や地方研究機関との共同研究等に支障をきたし、幅広い英知の総合が難しくなる。

(3) 公益法人制度の抜本的改革

国の関与が縮小するなかで、1、2の懸念が増す可能性がある。

財務基盤の喪失の懸念

出資金（202億円）〔国：150億円、地方公共団体：51億円、民間：1億円〕

財団法人化するなど現行法人が解散したときには、出資金全額が各出資者に対し払い戻されることになる。

財団法人は、一定の目的のために寄附された財産に対して法人格が付与されるものであるため、新法人に持分を有したかたちでの出資を行うことはできない。

払い戻された出資金相当額を新法人に寄附してもらうことはあり得るが、国においても地方公共団体においても、新法人に寄附してもらうことは難しい。

寄附金（58億円）〔民間：58億円〕

寄附金は、国や地方公共団体が出資することを前提に民間から寄附されたものであるため、新法人にその資産を承継するためには、それぞれの寄附者の理解を得るとともに、別に法律で定める必要がある。

剰余金（56億円）

剰余金は、新法人にその資産を承継するためには、別に法律で定める必要がある。

公的性格の喪失の懸念

NIRAは、特別の法律に基づき、国の認可を受けた公的な法人であるということが信頼感につながり、研究にあたって内外の政府機関の協力が得られるとともに、海外や地方の研究機関等との共同研究を行ってきた。

海外研究機関との共同研究等

(1) 21世紀における新しいシステミック・リスクの分析（平成13年～平成14年）

経済協力開発機構（OECD）からの参加要請を受け、感染症、食品の安全性、テロ等による安全保障上の脅威といった様々な分野での危機管理への包括的なアプローチを検討するための各国の政府・民間組織による共同プロジェクトにNIRAが参加。

(2) 日本・中国・韓国の経済協力に関する共同研究（平成13年～）

平成11年11月、ASEAN+3の会合で開かれた日中韓首脳会合（小淵総理、朱鎔基首相、金大中大統領）において、3国間の経済発展のために専門的な知識をもつ3国の研究機関が共同で研究することが必要であるとの合意を受け、日中韓3国のFTAについて、NIRA、国務院発展研究中心（中国）、対外経済政策研究院（韓国）が共同研究を実施。

(3) 日露フォーラム（平成13年～）

平成12年9月、日露首脳会談（森総理、プーチン大統領）において、平和条約締結の重要性を各々の間の世論に説明するための努力を活発化させていくための措置としてフォーラムを開催するとの決定を受け、アジア太平洋地域における日露関係について、日露双方の専門家等の意見交換を行う場として、NIRAとロシア戦略策定センターが共同で開催。

地方研究機関との共同研究等

地方シンクタンクフォーラム（昭和60年～）

地方シンクタンクの研究及び研究交流活動を支援するためにNIRAの協力の下で設立された地方シンクタンク協議会のネットワークを活用して、地方シンクタンクが実施した研究成果の公開及び政策提言を行う場として、NIRAと上記協議会が共同で開催。近年は自治体の行政評価に関して地方シンクタンクと自治体関係者による活発な討議を行っている。

5 NIRAの改革の方向

(1) 幅広い英知の総合による重要政策に絞った研究の実施

知的ネットワークの形成と結集

業務の選択と集中

(2) 質の高い研究を確保するための人材の登用

世界に通用する民間の研究者を登用

研究能力向上のための研究員構成の多様化

(3) 研究を実施・評価するための体制の強化・整備

研究を適切に実施するための体制の強化

研究を適正に評価するための体制の整備

幅広い英知の総合による重要政策に絞った研究の実施

知的ネットワークの形成と結集

内外の政策関係者が日常的に交流する場を設け、ソフトインフラとしての知的ネットワークを形成。時の重要政策課題に対応して、内外の政策担当者及び学識経験者を含む専門家等が意見交換を行う場（「政策フォーラム（仮称）」）を随時開催する。

研究の中間段階からシンポジウム、セミナー等の場を頻繁に設け、よりの確な政策形成に向けて、内外の政策関係者を中心に、幅広い人々の英知を結集。

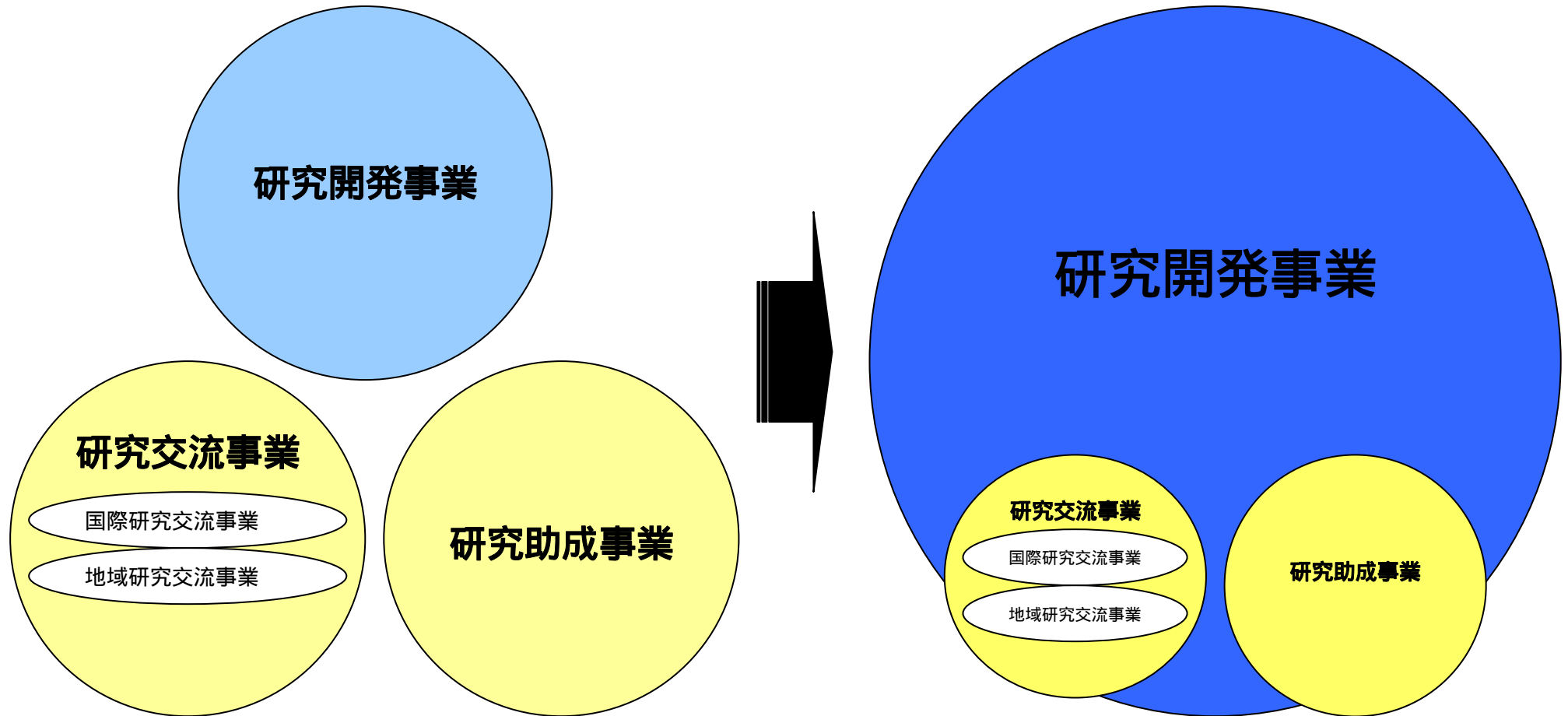
業務の選択と集中

- 研究開発事業 : 国民ないし政策関係者のニーズが高く、将来の『国のかたち』についての国民的議論につながっていくような重要政策課題に関する分野の研究に集中。
- 国際研究交流事業 : 国際交流自体を目的とする色彩の濃いプロジェクトを見直し、国際的ネットワークを活用し、各国に共通する重要政策課題に関し共同して研究を実施。
- 地域研究交流事業 : それ自体を目的とせず、地域の力を結集し、地方が抱える重要政策課題に関し共同して研究を実施。
- 研究助成事業 : 民間研究機関の育成のみを目的とした研究助成を見直し、上記重要政策課題に関する分野の研究に資する研究助成に切替え。

業務の選択と集中

現 行

見直し後



研究開発事業における重点研究領域

我が国の「総合力」のあり方

（人口減少社会の総合的制度設計、持続可能な財政・社会保障制度の基本設計等）

地域の再生・創造

（分権自治国家のあり方と望ましい地域単位、地域における「協働」の推進等）

アジアの地域協力

（日中韓経済連携、北東アジアにおける信頼醸成等）

* 重点研究領域は、研究の蓄積や内外のシンクタンクとのネットワークなどNIRAの特徴を活かすことができるものに重点化。

参 考 资 料

「我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会」について

(平成15年7月)

1 委員名簿（座長及び座長代理以外は五十音順、敬称略）

座長	西澤 潤一	岩手県立大学長
座長代理	茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役社長
	秋山 喜久	社団法人関西経済連合会会長、 関西電力株式会社代表取締役会長
	飯田 亮	セコム株式会社取締役最高顧問
	川勝 平太	国際日本文化研究センター研究部教授
	草野 忠義	日本労働組合総連合会事務局長
	神野 直彦	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
	田中 明彦	東京大学東洋文化研究所長
	中村 桂子	J T生命誌研究館館長
	早野 透	朝日新聞編集委員
	増田 寛也	岩手県知事
	薬師寺泰蔵	内閣府総合科学技術会議議員

2 「公共政策の研究を担うシンクタンクとしてのNIRAのあり方」の概要 （「我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会」報告）

- (1) 総合研究開発機構（NIRA）は、昭和49年に産業界、学界、労働界等の代表の発起により設立され、総合研究開発機構法（NIRA法）により政府に認可された政策志向型のシンクタンクであるが、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）において『集中改革期間中（平成17年度末まで）に、財務基盤の充実の状況や研究成果の実績を勘案しつつ、財団法人化の方向で組織のあり方を見直す』とされた。
- (2) わが国では、より成熟した民主主義を目指して、統治構造の変化が求められており、とりわけ政策形成過程を中央集権から地方分権へ、官僚主導から政治主導へと変革することが課題となっている。そのためには政策の科学的・客観的な分析・評価を行い、その結果を政策変更や新たな政策形成に反映させるため、多様な代替的政策案が政党・NPO等によって提示され、国民の選択可能性が拡大していく方向での政策形成過程の変革が必要とされている。
- (3) その場合、中立的な立場から公共政策の分析・評価に基づく代替的政策案の研究を担う国際的視野を持つシンクタンクの果たす役割が極めて重要になっている。
- (4) これまでNIRAは、国、地方公共団体及び民間から拠出された基金によって中立的な立場から運営されるとともに、その総合性を活かして時々の政策課題に係わる研究を行うなどの実績を有しており、このような激変期において公共政策の研究という機能を担う代表的なシンクタンクとなり得る条件を数多く有している。

- (5) したがって、N I R Aの組織見直しに当たっては、その機能の縮小につながるようなものではなく、むしろその特性を十全に活かす形で組織改革を行い、時代の要請に応え得るような政策研究機関へと変革し、再活性化していくべきである。
- (6) このためには、その設立根拠となっているN I R A法を、組織の自立化と自己責任の原則を明確にする方向で見直し、経営の活性化と事業の効率化を図っていく必要がある。
- (7) 今後のN I R Aの新たな使命については、これまでの実績を活かして、日本を代表するシンクタンクとして、国際水準の政策研究及び世界に向けた政策提言を行うことを目標に、特定の省庁・地方公共団体等からは中立的な立場から、公共政策の分析・評価及びこれに基づく代替的政策案の研究を行うことをその役割の中心に置き、さらにこれをもとに地方分権の進展及びアジア諸国の経済発展に対応して、地方やアジア諸国のシンクタンク等との研究交流及びその支援を行う役割を担うのが適当である。
- (8) しかしながらN I R Aがこうした使命を果たしていくためには、専門性の一層の向上や財務・人事基盤の整備を怠りなく進めるとともに、情報発信力を抜本的に強化するなど、N I R A自らがその研究体制や運営体制を改革していこうという強い決意と取組みが必要である。

《財団法人化する場合の問題点》

財団法人とは基本的には民間の法人であるため、国が出資を行わないことが前提となるので、もし国が出資を引き揚げた場合、地方公共団体や民間からの拠出についても現在の規模を確保し、さらに拡充していくことは難しくなると考えられる。この場合、これまで

N I R A が築いてきた財務基盤が脆弱となり、政策研究機関としての十分な機能を維持していくことは困難となる。必要な公的機能を維持するために年々の予算により財政支援を受けることもあり得るが、独立性・中立性の観点から適当でないと考えられる。

また、政策研究機関としては、国や地方公共団体の政策現場との人事交流が重要であるが、財団法人化されると国等との間の人事交流はより限定的なものとならざるを得ない。

これに加えて、これまでのN I R Aは特別法に基づき政府に認可を受けた公的な法人であるということがその信頼感につながり、立法府や行政府、大学等の研究者、地方公共団体や地方シンクタンク、さらには海外、特にアジアのシンクタンクや研究者との密接な協力関係が築かれてきた面がある。財団法人化によりこうした関係の確保が困難となることが懸念される。

《独立行政法人化する場合の問題点》

独立行政法人化は、主務大臣による法人の長の任命や中期目標の指示等が政策研究機関としての中立性と相容れるのかどうか、あるいはN I R Aの基金は国の出資のみならず、半分近くを地方公共団体及び民間からの拠出によっており、公共上の見地から必要な事業等を行わせるため国によって設立される独立行政法人によることがふさわしいのかどうかといった点が議論となった。

第七期中期事業計画（案）の概要

対象期間：平成 17～21 年度（5 年間）

（期間中に大きな環境の変化があれば、必要に応じ見直しを行う。）

基本方針：N I R A の使命を果たすために、研究領域・課題の重点化と研究資源の集中により、専門性の向上、情報発信力の強化、財務・人事基盤の充実を図る。

1 研究事業

時代の要請と政策ニーズを十分見極めた上で、解明を要する諸問題を選択し、そこに N I R A の研究資源を集中的に投入することとする。

（1）研究の方針と 3 つの重点研究領域

< 研究の方針 >

研究の蓄積や内外のシンクタンクとのネットワークなど N I R A の特徴を生かすことができるものを研究課題の中心に据え、N I R A の研究資源を集中的に投入することとする。その際、中立的な立場から、政策の分析・評価及びこれに基づく政策案の研究を行うことに力点を置く。

< 3 つの重点研究領域 >

以下の 3 領域を重点研究領域として設定する。

<研究領域1：我が国及び国民全体の「総合力」の維持・強化>

「経済力」、「市民力」、「発信力」、これらのバランスがとれた「総合力」の高い国、国民という将来像を実現するために、国レベルでのイニシアティブが求められる課題を扱う。

<研究領域2：地域の再生・創造と市民社会>

国と地方の協力による制度的枠組みや各地域が主体的に取り組む課題等を扱う。自治体や地方シンクタンク等との連携を生かして研究を実施する。

<研究領域3：アジアの地域協力>

アジアにおける地域協力のあり方など、日本が国際的な取り組みを求められる課題等を扱う。アジア地域のシンクタンク等との連携により研究を実施する。

(2) 研究課題

3つの重点研究領域において、それぞれ以下のような課題についての研究を「重点課題研究」とし、研究資源を集中的に投入

予期せざる環境の変化などにより、NIRAとして特に研究すべき課題が発生した場合は、これを「特別課題研究」として実施

<研究領域1：我が国及び国民全体の「総合力」の維持・強化>

【具体的な研究プロジェクトの例】

「人的資源立国」へ向けた社会システムの基本設計

- ・教育・学習・職業訓練のあり方
- ・人材・資金の移動を円滑にする環境整備

- ・ グローバルな視野をもつ優秀な人材の育成・活用 等
- 21世紀にふさわしい政府システムの基本設計
- ・ 持続可能な財政・社会保障制度のあり方
- ・ 民営化・市場化など新たな公共経営（NPM）手法の国レベルへの導入方策
- ・ 人々の安全・安心と生活の質に関連するものとして、IT技術の発達が国民生活に及ぼす影響を踏まえた政策対応のあり方 等

< 研究領域2：地域の再生・創造と市民社会 >

【具体的な研究プロジェクトの例】

各地域が主体的に取り組みやすい環境の整備

- ・ 望ましい地域単位などの地方政府システム改革
- ・ 三位一体改革（税・財政改革を徹底した場合の国と地域の将来像） 等
- 地域社会の様々な主体の「協働」の推進
- ・ 地域における「協働」へ向けた新たな自治制度のあり方
- ・ 市民参加型の行政評価などの公共経営手法の開発・活用 等
- 地域再生・創造へ向けた地域の主体的な取り組みの戦略
- ・ 地域独自の自然環境等「地域資源」の活用による取り組みについての地域再生モデルの提示 等

< 研究領域3：アジアの地域協力 >

【具体的な研究プロジェクトの例】

アジアにおける経済連携強化のための基本構想

- ・ 北東アジア地域の経済連携に向けたグランドデザイン
- ・ 東アジア地域における金融市場の一体化に向けての戦略ビジョン
- ・ 日中韓自由貿易協定の経済効果分析と経済連携強化の戦略ビジョン

北東アジアにおける信頼醸成と地域協力

アジア地域の将来展望を踏まえた我が国の対外政策の長期戦略

(3) 事業の進め方

研究管理：

- ・ 必要に応じて予備調査を実施し合理的計画を作成
- ・ 中間報告・最終報告などを公開
- ・ 政策の評価・点検を踏まえた具体的な政策提言

研究評価：客観的な評価制度の確立

海外との共同研究・研究交流：

「アジアの地域協力に関する研究」においては、海外のシンクタンクや研究者等とのネットワークを活かし、共同研究や自主研究の内容と関連させた形で研究交流を実施し、政策提言の場として活用

地域研究交流：

- ・ 「地域の再生・創造と市民社会に関する研究」については、自治体や地域のシンクタンクと連携を図りつつ実施
- ・ 特に地方シンクタンク協議会とは、共同事業の実施、協議会の事業への協力等を通じた連

携を強化し、自治体行政マネジメント改革に向けた情報交換の場を提供
研究助成：

- ・一般研究助成の課題は、NIRAの自主研究の課題に関連づけて選定
- ・特定研究助成（地方シンクタンク協議会加盟機関を対象）は、原則として、「地域の再生・創造と市民社会」に係る課題について実施

2 研究公開事業、情報提供事業

（1）研究公開事業

ホームページの充実、メールマガジンの発行、政策提言や研究内容のエッセンスをまとめたポリシーブリーフの発行等により、迅速な情報発信と発信先の拡大を行い、情報発信力を強化

（2）政策研究情報事業

「シンクタンク年報」、「NIRA's World Directory of Think Tanks (NWDTT)」の情報について、経済性・利便性の向上の観点からホームページのデータベース・システムによる提供への移行に向けて検討

「Policy Research Watch」（海外研究機関の政策研究情報データベース）を拡充

「NIRA大来記念政策情報館」について、政策研究情報の専門図書館としての特徴を明確化

3 政策対話の場の提供

「政策フォーラム（仮称）」の開催により、その時々的重要政策課題について、内外の政

策担当者及び学界関係者を含む専門家等が意見交換を行う場を提供

月刊誌『NIRA政策研究』により、より広範な読者層に対して政策立案・研究に資する情報、質の高い政策論議、政策提言を提供

4 研修養成事業

公共政策の研究者、実務者、コーディネーター等を目指す多様な者を対象とし、政策分析の基本を考え実践的に習得する「NIRA公共政策研究セミナー」を実施
大学等との連携によりテキストを作成

5 事業を効果的に進めるための人事・財務基盤の充実

内部組織の再編、研究員構成の多様化、財務基盤の充実など、組織・運営・財務のあり方を常に見直し、改善努力を重ねることにより、財務・人事基盤を充実する。